

## 日田市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）募集要領

### 1. 目的

本要領は、熱中症による健康被害の発生を防止するため、市民等が暑さをしのぐ避難場所として、気候変動適応法（平成30年法律第50号）第21条の規定に基づき指定される「指定暑熱避難施設（以下「クーリングシェルター」という。）」の拡充を図ることを目的とします。

本要領は、この取り組みに賛同いただける施設の指定および募集に関し、必要な事項を定めるものです。

### 2. 募集施設

市内の民間施設等

### 3. 指定の要件

クーリングシェルターは、次の要件を満たすものとします。

- (1) 定期的にメンテナンスされており、指定暑熱避難施設の実情及び規模に応じた適切な機能を有した冷房設備を有すること。
- (2) 大分県内に熱中症特別警戒情報（熱中症特別警戒アラート）が発表されたときは、あらかじめ公表している開放日、時間帯及び受入可能人数の範囲で当該施設を住民その他の者に開放することができること。

#### ※熱中症特別警戒情報

都道府県において、全ての暑さ指数情報提供地点における、翌日の日最高暑さ指数（WBGT）が35（予測値）に達する場合に環境省が発表するもの。大分県：大分、犬飼、佐伯、蒲江、宇目、竹田、湯布院、玖珠、日田、院内、中津、豊後高田、国見、杵築（全14か所）

- (3) 住民その他の者の滞在のために供すべき部分について、必要かつ適切な空間を確保すること。（当該施設が受け入れることが可能であると見込まれる人数に応じた一人当たり滞在することが可能な空間が適切に確保されていること。）
- (4) 市と「気候変動適応法に基づく指定暑熱避難施設に係る協定書」を締結し、その内容を履行できること。

### 4. 指定の努力要件

3の要件以外に、次の要件を満たすよう努めるものとします。

- (1) 休息できる椅子やソファ等が設置されていること。
- (2) 避難（休憩）者の熱中症予防のための飲料水の摂取を可能とすること。
- (3) 当該施設の出入口等、見やすい場所へ市指定のクーリングシェルターである旨を表示した掲示物等が掲示できること。
- (4) 環境省の熱中症予防情報について積極的に取得し、把握すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、クーリングシェルターの設置目的を達成するために必要な業務を行うこと。

## 5. 物資の配布、情報の提供

市は、クーリングシェルターに指定した施設に対し、次の提供を行います。

- (1) クーリングシェルターである旨を表示したのぼりまたは掲示物の貸与
- (2) 熱中症特別警戒情報の発表（前日）を電子メール等にて配信

## 6. 運用期間

クーリングシェルターの運用期間は、熱中症特別警戒情報運用期間（概ね4月第4水曜日または指定を受けた日から10月第4水曜日まで）とし、公表している日及び時間帯とします。

## 7. 応募方法

「日田市指定暑熱避難施設（クーリングシェルター）指定申込書（様式第1号）」に必要事項を記入し、電子メール等で日田市市民環境部環境課企画推進係へ提出してください。

## 8. 申込先・問合せ

住所：〒877-8601 日田市田島2丁目6番1号

担当：日田市 市民環境部 環境課 企画推進係

電話：0973（22）8357

電子メール：kankyo【@】city.hita.lg.jp

## 9. 申込開始日

随時受付

## 10. その他

- (1) 申込書を受付後、要件等の審査を行い、市が適当と認めた場合に協定書を締結し、指定します。当該施設管理者又は市のいずれからも期間満了の1か月前までに更新をしない旨の申出がなかった場合には、引き続き同一の条件で1年間更新されるものとし、以後も同様とします。
- (2) 指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数は、市ホームページ等を通じ公表します。
- (3) 指定した施設の名称、所在地、開放する曜日・時間帯及び受入可能人数に変更があった場合は「指定変更届出書（様式第4号）」を、また、指定を取り下げる場合は「指定解除申出書（様式第6号）」に必要事項を記入し、電子メール等で日田市市民環境部環境課企画推進係へ提出してください。
- (4) 法令や公序良俗に反する場合や、取り組みの趣旨に適さない場合など、市が不適当と認める場合には、指定されない場合があります。
- (5) 当該施設が指定基準を満たさなくなった場合は、指定を取り消す場合があります。
- (6) クーリングシェルターの施設整備等に要する経費については、市による財政的な支援はありません。